

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 53

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43851

岸總理訪米資料(昭三二・六)

（昭三二、四・一）

領 土 問 題

（対米申入れ用メモ）

一 米国政府は、従来しばしば極東における緊張状態が続く限り琉球諸島におけるその地位を保持する必要がある旨を声明しているが、琉球諸島が西太平洋における米国の防衛線の一環として重要な地位を占めるであろうことは、推察できる。しかし、日本自身もこの防衛線の一環であり、また、そのゆえに現に米軍の配備を認めているわけである。なぜ、これらの諸島に限つて行政、立法及び司法の三権を行使することが軍事上必要であるのか。日本国民の理解しえないところである。また、小笠原諸島等に従前の住民の復帰を認めることがいかなる軍事的利害を害することになるのかも、まだ米国政府によつて明らかにされたことがない。

極 秘

外相、外務省の局長の間の交換資料

二 沖縄の内部の情勢は、現在の状態のまま推移すれば、時とともに悪化していくであろう。これは、これら諸島に大きな軍事上の重要性を認める米国にとつても重大な関心事でなければならない。また、日米両国の協力関係の進展を阻害している最も大きな原因の一つがこれらの領土のステータスに関する問題であることには、いまさらいうまでもない。したがつて、自分は、日米両国のお通の利益という観点から、この領土問題を解決するための一案を提案したい。それは、日本国との平和条約第三条後段に基く米国のお施政権の行使に一定の期限をつけるということである。

三 右は、米国政府から日本政府に対して、次のような意向を通報するという形で行われうるであろう。

イ 米国は、日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び

利益を七年後に日本国のために放棄する。もつとも、それ以前においても、右の権利行使する必要がなくなつた場合には、直ちにこれらの諸島を日本国完全な施政権の下に復帰せしめる。

四　米国がその権利行使している期間内においても、

1　琉球諸島においては、軍事上の必要と両立する限り、できる限り広範に、日本国行政が及ぼされるよう配慮し、また、現地住民の民政参与を認める。

2　その他の平和条約第三条の諸島については、できる限りすみやかに、従前の住民の漸進的復帰及び（又は）これら諸島のうち軍事的必要な比較的薄いものの日本国完全な施政権下への返還を進める。

3　日本政府連絡事務所に勤務する日本政府公務員が現地の諸問題について現地に派遣されている米国政府の代表者と協議することを認める。

ハ　七年の期間の経過後においてなお極東の緊張状態が十分に緩和される見込がないと認められるときは、両国政府は、これら諸島において共通の防衛上の利益を擁護するため執りうべき方法について協議を行う。

四　これら諸島の住民のみならず日本国民一般は、米国はこれら諸島におけるその現在の地位を半永久的に保持するつもりではないかと危ぐしている。米国はこれら諸島に永久にとどまるつもりはない、米国政府臺局者がいかに強調しても、極東の事態が根本的に変ることは予見し得る将来には期待しきず、しかもそのよう

な事態の変化があつたかどうかが一に米國の認定にかかっている限り、右の危ぐは払拭されないであろう。これを払拭することは、米國による施政権の行使に明確な期限を付けることによつてのみ可能であろう。また、平和条約第三条後段の規定に基く米國の権利は、その性質上暫定的なものでしかありませぬが、上記の米國政府の申入を日本政府がアクノレフテして両国政府間の意見の一一致をフォーマライズすることにすれば、これら諸島における米國の地位及びこれをめぐる日米両国間の関係を安定した基礎の上に置くことにもなると思う。

(昭三二・四・二)

「領土問題」に関する説明

一 期限を付けることの効果

米國側は、期限を付けても現地住民及び日本國民一般に対してもそれほどの心理的効果があるかどうかに疑問をもつかもしれない。これに対しては、インドやフィリピンの独立の経緯を例に引くことも考えられる。まずインドについては、数十年来のインドの独立運動が第二次世界戦争後急激にし烈化していく勢に直面して、当時のアトリー内閣は、一九四七年二月白書を発表、一九四八年六月以前に独立を与えることを約した。これによつて、インド内の反英気運は、一時に鎮静して、その後は、すべて話合で解決された。こうしてインドは、英連邦の中に残ることとなり、今日の



英印間の友好関係の基礎が築かれたわけである。また、フィリピンについては、米国は、一九三四年成立したタイディングス・マクダフィ法によつて、一九四六年七月四日にフィリピンを独立させることを約束したが、この独立予約の措置は、米国が今まで得意にしているところである。

二 日米双方の国内手続

一応本件の先例として考えられる奄美群島の返還に関する協定は、昭和二十八年十二月二十四日東京で署名され、協定第九条の規定によりその翌日発効した。署名だけで発効するいわゆる「署名条約」である。しかし、日本側では、署名と同日に、署名前に国会の承認を得ている。

本件交換公文の場合は、国会の承認を求める必要はないと考え

る。これで直ちに返還が行われるわけではなく、それを予約するにすぎないし、また、現実に返還が行われるに際しては、奄美群島の場合と同様、通貨、財産関係等具体的な問題について協定（これについては、国会の承認を求めることとなる）が締結されなければならない次第であるからである。

米国側では、奄美群島の場合も、米国上院の承認を求めた形跡はないから、本件の場合には、もとよりその必要なきものと考えられる。

三 地代一括払の問題

本件取極が成立することになれば、米側の地代一括払の方式（年地代の十六・五箇年分を一度に支払うたてまえになつてゐる）も、当然影響を受けるであろうし、申入れ案の中では別にこの点

に触れていないが、先方の出方いかんによつては、一括払方式の下で現地住民の福利がはかられるようにするため、日本政府としては、当該資金の受入及び運用について特別の措置を講ずることによつて協力する用意があることを示唆してもよいと考える。

板垣

第一回岸ダレス会談（政治問題）参考資料

（昭三二、六、一五）

日米関係に対する私の基本的考え方については、昨日貴長官同席の下に、アイゼンハウラー大統領に述べたとおりであり、又日米協力関係の強化発展のための具体的方策についても、東京においてマックアーラー大使と率直な意見の交換を行つたので、貴長官もこれらの問題についての私の考え方については既に承知されているものと了解する。

本日は、安全保障問題、領土問題、戦犯問題、中国問題、原水爆実験禁止問題等について、直接貴長官と充分に意見の交換を行うことを希望する。

一 安全保障防衛問題

- (1) 安全保障条約の改訂
- (2) 現行条約により、米国は日本に米軍を駐留せしめる権利を享

オーバー山河、ダレス会談（政治内閣）

二 領土問題

(附三二、六、一五)

- (1) 施政権の返還は、決してこれ等諸島の軍事的重要性を軽視して主張しているのではない。この問題の解決は、安全保障条約の改訂と同様、日米間の精神的結合を強化し、究極的には、軍事目的の遂行自体を容易ならしめる結果となると信ずるものである。
- (2) 施政権が今直ちに返還されることを求めるものではなく、期限を付して返還されることを明らかにすれば、日本国民の誤解と不安は解消すると確信するものである。その期間は十年とする

ことを提案したい。

4) 施政権の行使と純軍事的要件とを切り離すことには実際問題として、非常な困難が存するであろうということは充分想像されるが、さればといつて、始めからこのことが実現不可能と決めてかかるべきではない。施政権が今直ちに返還されることを求めていいるのではなく、十カ年の期限を付しているのであるから、

6

その間両国政府当局が真に善意と熱意をもつてすれば、両者を調和せしめる道を発見することは決して不可能であるとは考えない。

(1) 小笠原島については、施政権返還とは別箇に、旧住民の帰島が認められることを強く希望する。この際人數を限定しても帰島が早急に実現することを特に希望するものである。

7